

富山市障害者自立支援協議会

第3回 資料

平成30年2月16日（金）

富山市役所8階802会議室

－ 目 次 －

I 第5期富山市障害福祉計画及び第1期富山市障害児福祉計画について

- 1 策定の趣旨 2
- 2 策定の経過 2
- 3 前回の計画案からの変更点（案） 3

II その他

- 1 富山市が設置する障害者施設の運営のあり方について 6

（資料）

- 1 富山市障害者自立支援協議会設置要綱 8

I 第5期富山市障害福祉計画及び第1期富山市障害児福祉計画について

1 策定の趣旨

これまで、障害のある人の福祉に関する施策を推進するために、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を策定してきた。平成28年6月の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、新たに、児童福祉法に基づき「障害児福祉計画」を策定することとなった。

2 策定の経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|----------------------|--|
| 平成29年4月～10月 | 障害者のニーズ把握のための障害者団体に対するヒアリング (ヒアリング実施団体は計20団体) |
| 平成29年8月2日 | 第1回 富山市障害児福祉計画策定懇話会 |
| 平成29年8月31日 | 第1回 富山市障害者自立支援協議会（全体会） |
| 平成29年10月25日 | 富山市障害児福祉計画策定関係所属意見交換会 |
| 平成29年12月20日 | 富山市障害者自立支援協議会相談支援ワーキングにて意見聴取 |
| 平成30年1月10日 | 第2回 富山市障害者自立支援協議会（全体会） 【添付資料1】 |
| 平成30年1月17日 | 第2回 富山市障害児福祉計画策定懇話会 【添付資料2】 |
| 平成30年1月18日～ 1月31日 | パブリックコメントの実施（市ホームページ等） 【添付資料3】 |
| 平成30年1月23日 | 富山市障害者自立支援協議会権利擁護部会にて意見聴取 |
| 平成30年2月16日 | 第3回 富山市障害者自立支援協議会（全体会） |

※ パブリックコメントでは、ヒアリングを行った20団体に素案を送り、意見を聴取した。

※ 計画策定にあたっては、関係課や富山市障害者自立支援協議会専門支援ワーキングの意見等を反映した。

3 前回の計画案からの変更点（案）

| No. | 前回の計画案 | 変更点(案) | 計画書 |
|-----|---|--|-----|
| 1 | 記載なし | <p>第3章 重点施策</p> <p>2 在宅生活の基盤整備</p> <p>(7)福祉人材の確保</p> <p><u>介護職員の確保、離職ゼロを目指し、介護職員及び福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に、国では、処遇改善加算を設けています。この加算は、介護職員の給与に直接反映することとされており、介護サービスの質の向上を図る研修システム等が整っている事業所ほど、加算がアップする仕組みとなっています。</u></p> <p><u>障害福祉サービス事業所では、この加算を算定している事業所が少ないことから、富山県社会保険労務士会と提携し「福祉・介護職員キャリアパスサポート事業」を実施し、加算を算定するためのキャリアパスの作成を支援することで、介護人材の確保及び定着を図ります。</u></p> <p>【変更理由】 前回の自立支援協議会でのご意見等を踏まえて、福祉人材の確保を重点施策に位置づけて人材の確保及び定着を図ります。</p> | P21 |
| 2 | <p>第2章 施策の体系</p> <p>施策1 相談支援・情報提供体制の充実</p> <p>(2)権利擁護の推進</p> <p>①差別の解消</p> <p>障害のある人が差別を受けることなく、誰もが安心して地域で暮らしていくための環境づくりを推進し、市民一人ひとりの障害に対する関心を高め、理解を深めるため、障害福祉に関する啓発冊子の配布や広報掲載の実施等、障害への理解を深めるための情報提供の充実に取り組みます。また、富山市障害者差別解消支援協議会において、障害者差別の解消を確実に推進していきます。</p> | <p>第2章 施策の体系</p> <p>施策1 相談支援・情報提供体制の充実</p> <p>(2)権利擁護の推進</p> <p>①差別の解消</p> <p>障害のある人が差別を受けることなく、誰もが安心して地域で暮らしていくための環境づくりを推進し、<u>市民、事業者等</u>地域社会全体への障害に対する関心を高め、理解を深めるため、障害福祉に関する啓発冊子の配布や広報掲載の実施等、障害への理解を深めるための情報提供の充実に取り組みます。また、富山市障害者差別解消支援協議会において、障害者差別の解消を確実に推進していきます。</p> <p>【変更理由】 パブリックコメントでのご意見等を踏まえて、事業者等を含めて、障害者差別の解消を推進します。</p> | P33 |

| No. | 前回の計画案 | 変更点(案) | 計画書 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|--|--|----------------|---------------|---------------|--|--|-------|--|-----------|-----------|-----------|----|--------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--|----|----------------|--|--------|--|--|-------|--|-----------|-----------|-----------|----|--------|-------------|-----|------------|------------|------------|------------|----------------------------|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----|
| 3 | <p>第2章 施策の体系 施策1 相談支援・情報提供体制の充実 (3) 情報提供の充実 ①意思疎通支援事業</p> <p>聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者・要約筆記者等の派遣及び設置を行い、意思疎通の円滑化を図ります。</p> <p>また、視覚に障害のある人への代筆代読サービスなど、障害のある人の情報アクセシビリティについて、調査・研究に努めます。</p> | <p>第2章 施策の体系 施策1 相談支援・情報提供体制の充実 (3) 情報提供の充実 ①意思疎通支援事業</p> <p>聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者・要約筆記者等の派遣及び設置を行い、意思疎通の円滑化を図ります。</p> <p>また、視覚に障害のある人への代筆代読サービスなど、障害のある人の情報アクセシビリティについて、調査・<u>検討</u>に努めます。</p> <p>【変更理由】 パブリックコメントでのご意見等を踏まえて、障害のある人への情報アクセシビリティについて検討に努めます。</p> | P33 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | <p>第3章 障害福祉サービスの活動目標 2 日中活動系サービス (1)生活介護</p> <p>表 第4期計画と実績および第5期見込量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="2">第4期計画値 と実績値</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">H29年度</th> <th rowspan="2">H30 年度</th> <th rowspan="2">H31 年度</th> <th rowspan="2">H32 年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数 (人)</td> <td>811</td> <td>874</td> <td>888</td> <td>902</td> <td>916</td> </tr> <tr> <td>利用 延日 数 (日/ 月)</td> <td>15,409</td> <td>16,276</td> <td>16,872</td> <td>17,138</td> <td>17,404</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 第4期計画値 と実績値 | | 第5期見込量 | | | H29年度 | | H30 年度 | H31 年度 | H32 年度 | 計画 | 実績(見込) | 利用者数 (人) | 811 | 874 | 888 | 902 | 916 | 利用 延日 数 (日/ 月) | 15,409 | 16,276 | 16,872 | 17,138 | 17,404 | <p>第3章 障害福祉サービスの活動目標 2 日中活動系サービス (1)生活介護</p> <p>表 第4期計画と実績および第5期見込量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="2">第4期計画値 と実績値</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">H29年度</th> <th rowspan="2">H30 年度</th> <th rowspan="2">H31 年度</th> <th rowspan="2">H32 年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数 (人)</td> <td>811</td> <td><u>882</u></td> <td><u>895</u></td> <td><u>908</u></td> <td><u>921</u></td> </tr> <tr> <td>利用 延日 数 (日/ 月)</td> <td>15,409</td> <td><u>17,640</u></td> <td><u>17,900</u></td> <td><u>18,160</u></td> <td><u>18,420</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>【変更理由】 生活介護の利用ニーズは引き続き高いと考えられるため、平成29年度実績見込及び第5期見込量を変更します。</p> | 区分 | 第4期計画値 と実績値 | | 第5期見込量 | | | H29年度 | | H30 年度 | H31 年度 | H32 年度 | 計画 | 実績(見込) | 利用者数 (人) | 811 | <u>882</u> | <u>895</u> | <u>908</u> | <u>921</u> | 利用 延日 数 (日/ 月) | 15,409 | <u>17,640</u> | <u>17,900</u> | <u>18,160</u> | <u>18,420</u> | P47 |
| 区分 | 第4期計画値 と実績値 | | 第5期見込量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H29年度 | | H30 年度 | H31 年度 | H32 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計画 | 実績(見込) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用者数 (人) | 811 | 874 | 888 | 902 | 916 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用 延日 数 (日/ 月) | 15,409 | 16,276 | 16,872 | 17,138 | 17,404 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 第4期計画値 と実績値 | | 第5期見込量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H29年度 | | H30 年度 | H31 年度 | H32 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計画 | 実績(見込) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用者数 (人) | 811 | <u>882</u> | <u>895</u> | <u>908</u> | <u>921</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用 延日 数 (日/ 月) | 15,409 | <u>17,640</u> | <u>17,900</u> | <u>18,160</u> | <u>18,420</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 前回の計画案 | 変更点(案) | 計画書 |
|-----|--|---|-----|
| 5 | <p>第2章 施策の体系</p> <p>施策2 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備</p> <p>(2) 医療的ケア児に対する支援</p> <p>③ 地域でのサービス提供体制の整備</p> <p>新規に医療的ケア児を受け入れる準備として、保育所、児童発達支援事業者、放課後等デイサービス事業者等の職員をサポートするために、在宅で医療的ケア児を訪問している看護師等を派遣します。</p> | <p>第2章 施策の体系</p> <p>施策2 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備</p> <p>(2) 医療的ケア児に対する支援</p> <p>③ 地域でのサービス提供体制の整備</p> <p>新規に医療的ケア児を受け入れる準備として、保育所、<u>小学校、中学校</u>、児童発達支援事業者、放課後等デイサービス事業者等の職員をサポートするために、在宅で医療的ケア児を訪問している看護師等を派遣します。</p> <p>【変更理由】</p> <p>前回の自立支援協議会でのご意見等を踏まえて、一般の小学校、中学校も含めて看護師等を派遣します。</p> | P70 |

II その他

1 富山市が設置する障害者施設の運営のあり方について

(1) 概要

過去に整備をしてきた学校、公営住宅、市民利用施設などの公共建築物や、道路、橋りょう、上下水道などの社会インフラの多くが整備後30年以上経過しており、今後、維持管理・修繕・更新に多額の経費が必要になることが見込まれている。

また、今後の少子高齢化の進行などにより、大幅な税収等の増加が見込めない中で更新費用の確保が困難となる状況が予想されており、老朽化した施設の更新や維持管理の継続が課題となっている。

第3期富山市行政改革実施計画においては、設置主体が富山市である障害者福祉施設5箇所についても、その管理運営のあり方について検討を行うこととされている。

(2) 各施設の概要

| | 設置 年度 | 建築 年度 | 事業内容（括弧内は定員） | 利用状況 | 運営 形態 |
|-----------|----------|----------|---|--|----------|
| 恵光学園 | S48 | H7 | 児童発達支援センター（36人） 児童発達支援事業（10人） 保育所等訪問支援事業 障害児相談支援事業 | 37.9人/日 6.8人/日 3.8日/月 82.5人/月 | 指定 管理 |
| 障害者福祉プラザ | H10 | H10 | 障害者福祉センター事業（相談支援事業、教養講座・教室等の開催） 身体障害者デイサービス事業（15人） | 2,695人/月 5.6人/日 | 指定 管理 |
| 第1あすなろ | H10 | S37 | 生活介護（40人） 日中一時支援（2人） | 31.05人/日 実績なし | 委託 |
| 第2あすなろ | H15 | H15 | 生活介護（20人） 日中一時支援（1人） | 18.83人/日 実績なし | 委託 |
| 婦中生活介護事業所 | H18 | H18 | 生活介護（30人） | 18.2人/日 | 指定 管理 |

(3) 第3期富山市行政改革実施計画<抜粋>

—②障害者福祉施設の民営化の検討【福祉保健部障害福祉課】



① 現状と課題

設置主体が富山市である障害者福祉施設5カ所（障害者福祉プラザ、恵光学園、生活介護事業所第1あすなろ・第2あすなろ、婦中生活介護事業所つつじ）の業務において、以前は民間での運営は困難とされていたが、近年は市内に同種の事業を展開する社会福祉法人等も増えてきている。

② 改革の方向性

設置主体が富山市である障害者福祉施設5カ所について、今後5年かけて民営化を含めた管理運営のあり方について検討を行う。

③ 各年度の工程・取組指標

| 年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度 |
|------|---|-------|-------|--|-------|-------|
| 工程 |  | | |  | | |
| | 自立支援協議会での検討、方向性の決定／民営化のあり方の調査・研究／民営化方針の決定 | | | 実施が可能な施設の民営化 | | |
| 取組指標 | 市設置主体の障害者福祉施設の民営化決定施設数 | | | | | |
| | 0施設 | 0施設 | 0施設 | 0施設 | 0施設 | 1施設 |

富山市障害者自立支援協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市附属機関設置条例第3条の規定に基づき、富山市障害者自立支援協議会の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること
- (2) 基幹相談支援室の事業検証等に関すること
- (3) 個別事例への支援のあり方に関すること
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること
- (5) 地域生活を支援する体制整備に関すること
- (6) 障害者計画及び障害福祉計画に関すること
- (7) 障害者虐待の防止等に関すること
- (8) その他障害者の保健福祉向上のため必要となる事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・保健事業等の関係者
- (3) 障害者施設の代表者
- (4) 障害者関係団体の代表者
- (5) 教育・雇用機関の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(相談支援ワーキング)

第6条 相談支援に関する課題を検討すること及び協議会を円滑に運営するため、相談支援ワーキングを設置することとする。

- 2 相談支援ワーキングは、行政及び委託相談支援事業者により組織する。
- 3 相談支援ワーキングは、協議会に参画する。

(専門支援ワーキング)

第7条 専門的分野(発達障害、就労等)の支援方策や福祉サービス以外の支援、サービス基盤の欠如等の問題への対応のあり方等を検討するため、随時、各専門支援ワーキングを設置することとし、専門支援ワーキングはその協議結果を相談支援ワーキング及び協議会に報告しなければならない。

(権利擁護部会)

第8条 障害者虐待に関わる情報を共有し、課題を検討することにより、障害者虐待の防止や早期発見、早期対応につながる関係機関との連携協力体制を構築するため、随時、権利擁護部会を設置することとし、権利擁護部会はその協議結果を協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

平成 26 年 2 月 1 日からの委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附則

この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。